

第1回住民自治によるまちづくり懇談会（要旨）

懇談会の目的

下関市の住民自治によるまちづくりの推進を目的に、住民自治によるまちづくりの推進のための条例整備に関する事項及び推進計画策定に関する事項について、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行うため場として開催するもの。

◎日 時 平成26年4月30日（水）14：00～16：00

◎場 所 カラトピア5階会議室【C】

◎出席団体 下関市連合自治会、下関市連合婦人会、下関市PTA連合会、下関市民生児童委員協議会、下関市女性団体連絡協議会、下関市保健推進協議会、下関市消防団、下関市スポーツ推進委員協議会、下関市子ども会連合会、下関市社会福祉協議会、下関市商店街連合会、公立大学法人下関市立大学

◎市出席者 下関市長、総合政策部部長、総合政策部政策調整監
地域支援課課長、同課長補佐、同主任

◎傍 聴 者 報道関係者3社



◎次 第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 懇談会委員自己紹介
- 4 会長、副会長の指名
- 5 議事
 - (1)懇談会の運営方法
 - (2)条例整備及び推進計画策定のスケジュール
 - (3)推進方向概要説明
 - (4)住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の検討
 - (5)住民自治によるまちづくり推進計画の検討
- 6 その他
- 7 閉 会

2 市長あいさつ

現在、本市では、住民自治によるまちづくりを推進しております。

これは、まちづくりの主人公である市民を起点として、市民と市が役割を分担しながら、共にまちづくりを担い、元気な下関を実現していこうという取り組みであり、私の選挙公約の一つでもあります。

本市は、平成17年の1市4町合併によって、全国1,718市町村の中でも97番目、県内では山口市、岩国市に次ぐ3番目に広い自治体となりました。海や山、都市部や中山間地、歴史や文化など、それぞれの地域、地域に特徴や資源があり、他の自治体から見れば、とても魅力あるまちです。

しかし、本市に限らず、多くの自治体では、厳しい財政状況に加え、少子高齢化の進行や世界経済のグローバル化など、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題を抱えています。

また、市民の価値観やライフスタイルも多様化が進んでおりますので、これまでのような画一的な市の制度だけでは、それぞれの地域で暮らす市民へも、満足のいく行政サービスの提供が難しくなっています。

これからは、地域が持つ人、モノを積極的に活かし、行政がやるべきことは行政で、地域でできることは地域で、地域と行政が協力し合えることは協働してやっていく自助・共助・公助の考えに基づき、それぞれが主体としてまちづくりに取り組んで行くことが大切だと考えています。

そのため、昨年8月に「下関市における地域内分権の推進方向」を策定し、市が考える住民自治による地域分権の方向性をお示ししたほか、地域に暮らす市民同士で集まり、地域のまちづくりについて考える「まちづくり集会」も市

内全22地区で開催させていただきました。

この住民自治によるまちづくりは、次期下関市総合計画でも、まちづくりの重要な柱の一つに位置づけ、これから本格的に推進していこうと考えております。

そのため、この懇談会では、今後、より多くの市民の皆さんが、地域のまちづくりに関わり、力を発揮していただくことができる仕組みづくりに向け、関連する条例や推進計画を整備していくため、普段から幅広く、積極的にまちづくりに携わっておられる委員の皆様方にお集まりいただきました。

条例や推進計画をより良いものとしていけるよう、委員の皆様方には、忌憚のないご意見等をお願いします。

3 懇談会委員自己紹介（議事録作成の上では省略）

4 会長、副会長の指名

市長により、会長に公立大学法人下関市立大学からの委員、副会長に下関市連合自治会からの委員を指名。

5 議事

(1) 懇談会の運営方法

事務局：資料1、資料1-1、資料1-2により説明

懇談会は、原則公開となっており、資料1-1による要領を定めた。

懇談会の記録については、録音、写真により行い、発言者の記名はせずに（会長は、会長と記す）、発言要旨を記し、後日、下関市ホームページで公表する。

（質疑等なし）

(2) 条例整備及び推進計画策定のスケジュール

事務局：資料2により説明

懇談会は、条例の整備及び推進計画の策定についてご意見をいただく。

スケジュールは、条例については、本年9月議会に上程を予定し、推進計画については、8月から9月のまちづくり集会で意見をいただき、パブリックコメントを経て、本年、12月議会に報告を予定している。

懇談会については、本日を皮切りに、5月28日、6月19日、7月30日の計4回を計画している。

条例は、第3回目までに整理を終え、推進計画は、段階的に詳しい計画を提案する方法とする。

（質疑等なし）

(3) 推進方向概要説明

事務局：資料3により説明

地域では、様々な分野で様々なまちづくり活動をされていると思う。

新しくできる組織を、まちづくり協議会と名称を変更した。今までは、まちづくり会議（仮称）としていたが、会議という意味は、関係者が集まって相談をし、物事を決定する意味もあるため、内部で検討した結果、名称変更し仮称をとった。

総括的な組織をつくり、身近な課題解決や活性化、自分たちの団体だけでは解決が難しかった課題について話あってもらうことになる。

市は、内部でしっかり連携を図り、分かりやすい情報を適切に提供する。人的、財政的支援などを必要に応じて行う。

なぜ、今、住民自治によるまちづくりが必要かという点、平成の大合併で市が広がった。面積が224平方キロメートルから716平方キロメートルになった。

長引く景気低迷に少子高齢化、人口減少に、核家族化で、地域の連帯感も少しずつ薄れてきた。この中で、地域と行政が新たなあり方を模索する必要が出てきた。

人口減少、少子高齢化は日本全体の問題ではあるが、下関市もかなり深刻になっており、平成52年には20万人を切るという予測がされている。年齢構成も大きく変化して、高齢化してくる。65歳以上の割合が平成22年は28.7%であったものが平成52年には39.2%まであがるとされている。

地域と行政の現状と課題について、地域では、住民同士の交流機会が減り、街中ではマンションが増えており、隣に誰が住んでいるかわからないことも聞く。

かつては、家庭や地域で担っていた子育て、介護の分野で、役割の一端を行政が行うようになり、行政依存が高まらざるを得ない状況になっている。地域内のさまざまな団体の連携不足があり、地域への限定的な波及効果に留まっている。

行政は、人口減少により市税が減り、高齢化の進展により社会保障関係経費が増加するため、財政状況が厳しくなっている。職員数も合併から2割減少しているが、中核市で人口1万人当たりの職員数が多いとして、さらに、定員管理の適正化を図っていくため、減ってくる。

市民も時代の変化とともに、さまざまな考え方をもち、ニーズが複雑化しており、新たな仕組みが必要となっている。

住民自治によるまちづくりの仕組みを考える上で、基本となる主な項目を挙げており、1点目は、まちづくり協議会の範囲について、今から人口減少予測があり、あまり小さい範囲にすると人材的に不足ということになるため、自治連合会のまとまりを基底として概ね中学校区程度ということで説明してきた。

今年度は、具体的に話をして、範囲を決定していく必要がある。まちづくり集会などで意見を聞く予定としているが、事前に自治連合会長さんの意見を聞いており、それを受けて、市の案を示していきたい。

2点目の組織の形態としては、法律をもとにした組織も全国的には多少あるが、下関市としては、市の附属機関とするよりは、各地域の特性を活かした取り組みが期待できるように、柔軟に地域の主体性と自主性に基づいた、任意の組織にしようと考えている。

3点目の活動拠点については、公民館が手狭になっており、活動拠点としては難しい面もあるが、定期的に会議が開催できるように、確保していこうと考えている。

住民自治によるまちづくりの推進の流れについては、第一段階で、まちづくり集会を開催して、まちづくりの機運を高めることを目的として、仕組みを説明してきた。

次のステップとしては、機運の高まったところから順次、組織を設立してもらいたい。組織の設立については、設立や運営のマニュアルなどをつくり示したい。

立上げの手順、手続き的なこと、規約などの参考例等を示したい。

併せて、人的サポートも必要になってくる。

協議会の設立後は、地域ごとにまちづくり計画をつくってもらうため、市としては、専門家などによるサポートも考えていきたい。

各地域で、まちづくり計画、行動計画ができれば、いよいよ実践となるが、市として、協働ということでさまざまな支援をすることになる。今までの経過とスケジュールとして、平成24年度には、市内22地区でタウンミーティング、下関市立大学と連携したシンポジウムを開催した。平成25年度には地域内分権の推進方向を昨年8月に策定し、今年2月にまちづくりセミナーを開催した。

今後は住民自治によるまちづくりの推進に関する条例を検討し、今年度、パブリックコメントを経て9月議会に上程する予定としている。

推進計画については、パブリックコメントを経て最終的に12月に策定したい。

懇談会は、4月から7月まで4回を予定している。

まちづくり集会については、今年度も、8月から9月にかけて開催する予定。

まちづくり協議会は、準備期間を設けて、各地域で設立に向けた検討会のような形で、主要な方に集まってもらい、役員や規約を決める準備組織の立ち上げを願うとしている。その後、順次、設立総会をして、正式に組織の立ち上げをして、平成28年度から順次、市全域で活動ができることを目標にしている。

人材育成については、市民だけでなく、市職員も理解をする必要があるということで、市内研修を8月と1月に計画している。

合わせて、下関市立大学と連携して実施している未来大学に、「まちづくり・ひとづくり学科」として1講座を設け、現在、募集している。

(質疑等)

委員：推進方向を8月に決めた事実は認識できたが、方向性の内容が伝わってこないため、わかるものがあれば提供願いたい。

事務局：推進方向について、簡単にしたものがさきほどの説明資料になる。

市のホームページには詳細なものを公表しているが、後日、準備させてもらいたい。

委員：概要版のようなものがあれば良い。ホームページを見ることのできない者もいる。

委員：8月に決定したものが、イコールこの資料であれば結構です。

委員：8頁のまちづくりの仕組みは、昨日今日に始まったことではない。下関市がある以上は、まちづくりは当たり前である。

文言を変えたり表現を変えたりしているが、活動拠点の確保が必要とあるが、ここまでは、誰でも書くと思う。

市民が住んでいて良かった、幸せになったら良いなど思ってもらう会議ではないのか。拠点確保は、誰がどういうふうにするのか、金はどこから出るのか。公民館だけでは物足りないという説明にあったが。

もっと、具体性があるって、委員が“これは良い”“進めようではないか”“というものを示してもらいたい。予算的なことはどうなるのか。

事務局：方向性は、概念的なものであった。

今回、それを推進計画で、少し具体的に示していくということです。

活動拠点は、市の方で確保していく計画としている。

委員：市の総合計画との関連性は、どう捉えているのか。

事務局：総合計画は、26年度中に前期の基本計画を策定する。

総合計画は市全体のまちづくりについてどうするかということを計画するもので、27年度から36年度までを定める。

総合計画は、市のまちづくりに関する全体を示すものであり、幅広く、行政が進めること、住民にお願いすることを含めて全部を載せているもの。その一つの章に、住民自治によるまちづくりの項目の柱立てを考えている。それに基づいた、計画を立てていくことがこの推進計画である。

委員：大きく総合計画があって、各論にあたるかもしれないが、整合性が必要であり、共同歩調が必要である。地域によってやりかたが異なるため、つい文書で書いただけでは、市民はぴんと来ない。

事務局：基本計画には、概念的なものを記すようになる。施策の一つとして推進としてうたうもので、具体的な中身を示すのは難しい。

推進計画をどこまで書くのかということは、ご審議によるが、あくまでも、推進計画には共通的な項目を記し、地域の特性に応じた自由度を示す書き振りにしないと細かく書き過ぎた場合、足かせになる懸念もある。

委員：各地区で協議会ができたときに、この懇談会の役割はどうなるのか。まとめる役割か。

事務局：条例や推進計画に対し意見をいただくものとして、4月から7月で一旦終わる。他市では、全体を通した協議会もあるが、今のところは考えていない。

事務局：懇談会は、有識者に集まってもらっているので、極力、意見を反映し修正を加えたい。

委員：協議会ができる前の段階の組織として考えたら良いのか。

事務局：はい。

委員：まちづくりの範囲について、中学校程度となっているが、現存組織との整合性はどのように考えているのか。色んな組織に補助金がでて、小学校単位で構成されていると思うが、一旦真っ白にして、あらたに中学校単位で組織化しようしているのか。

地区で1団体のみということであれば、その団体は消滅せざるを得ないという考えか。

事務局：市立中学校は22ほどあるが、それぞれの団体の区分けも同じということはないと思う。既存の組織は今のままで結構と考えているが、区分けをした際は、自治連合会を基底に22などに区分けされるが、その中で、地区で、自分たちの団体がどこに所属しているかを協議してもらい、小学校区で考えると中学校区の中に複数存在するが、代表者を出してもらい、意見を集約する形を考えている。

活動を進める中で、組織を集約した方が良いとかいうことは出てくると思

う。

委員：地域ごとに考えて、ベストな方向に運ぶことは理解できるが、現在の補助金を切りましょう、大きな母体に支援しましょう、合理化しましょうという流れはないのか。

事務局：各地域によって、何をして地域の活性化を図っていくかということで、既存の組織は、そこでこういう部分を担っているので任せようということになる。

全体をコーディネートする役割が新たな組織と考えるなら、全体をまとめて財政的支援をするということは考えられる。過去の団体はなくして集約するとは言えない。考え方としてはあるだろうという考えはあるが、整理合理化をするということではない。

事務局：資料6頁の図で、既存団体のネットワークが基本的なスタイルで、既存の団体の活動を活かしながら、横の連携をとり、新たな課題に対応していくというイメージとなっている。

委員：8頁のまちづくりの協議会の範囲で、自治連合会のまとまりを基底とするという部分と自治会加入率の低下の関係で、自治会をつくるということについては、市は強制力はないと思う。

マンションや住宅ができると、沢山の所帯ができるが、自治会がなく、高齢者がいるのか、子どもがいるのかわからない状況である。

個人情報関係で市からも情報が入らない。このため民生委員が一軒々回るが、マンションは玄関先まで入れない。

自治会をつくるということに強制力があるのか。住民がつくらないので仕方ないというのか。今から先は、強制力など、市の方針としていかがか。

事務局：世帯の加入率は83%となっている。

新たな組織は、自治連合会のまとまりを基底とする意味は、範囲を決めるための単位である。自治会に加入していようがまいが、全て対象になる。

そうはいつでも、実際に活動するとき、未加入者をどうするのかという問題は残る。

委員：市の方針としていかがか。玄関先まで行けない。

誰が住んでいるかわからない。問題があつて孤立死等が発生すると、担当地区の民生委員は大変後悔することになる。そうなる前に、どんな人が住んで、どういう生活をしているのか把握しておきたかったが、そこまで行く前に亡くなる例が多い。

そういう事態を防ぐということであれば、少なくとも玄関先で面会ができる環境となるべきだ。自治会長もいない状態で活動している状況で、下関市は住み良いまちかということになる。

全国的な問題かもしれないが、下関市においては、強制力をもたせるような取り組みはできないものか。

副会長：加入率は82.6%で、県下では高い方である。

全国を通じても高い。任意の団体で、強制的に入りなさいとは言えない。特に垢田地区は、未加入が多いため多くの問題がある。

市報配布をする者がいないため、隣接の自治会長が好意で配布している例もある。

自治会をつくったらどうかとマンションに投げかけても、全然、応えがない。

地道に努力しながら加入促進しなければ、今の状態のままになる。

民生委員と似たようなところもあるが、民生委員は、なお守秘義務が強いためやり難いところがある。なかなか、家庭に入り込めない。

自治会加入率が高ければまちづくりも変わってくるのではと思う。

委員：住居表示について、国土調査等が完了していないため、何丁目何番地と完全になっていないところが多くある。

どちらかという、安い家賃のアパートの方に民生委員の業務が集中する。

そういった所ほど住居表示が無いことが多い。表示がなくても、誰が住んでいるかが分かるようにならないものか。同じような家があると大変苦労する。

本当に住み良いまちとするためには、小さいことだが、基本のキから進めてもらいたい。

事務局：市内共通の課題でもあろうが、新しい協議会ができれば、話し合いをしてもらう。自助・共助・公助というのがあるので、市の支援に値するのであれば、同じ共通の課題を抱えているかもしれないのでネットワークの中で市に提案してもらうようになる。

会長：まちづくり協議会は全員が対象になることから、マンション等の住民がどうしても入らない場合に、どういう風に参加させていくというイメージがあるのか。

事務局：たとえば、一つの地区で2万人くらいいるとして、総会のメンバーとして、どのくらいにするのか。その中で役員会ができて、どういう活動をするのかということを知らしめて参加を促すということになる。市がするというより、協議会ですするというのも、一つの課題となる。

会長：市のイメージとして、どういう風に考えているのか。今の話でいくと、自治会で引っぱっていくということなのか。

事務局：強制力はないが、地域毎に協議会をつくることについて、努力をしてい

ただくことになる。市も努力し地域も努力してもらうことになる。自治会は6ページの表で見れば、ネットワークの中で自治会は自治会としての参加促進を今まで以上にさせていただく。他の分野は、その分野での活動を進めていただくことになる。新たな結び付きを求めてのまちづくりということで。

事務局：8ページのまちづくりの実践の中の3つ目に、参加者の拡大で、市の支援とあるが、なかなか参加しない人を参加させるために、具体的ではないが、一つひとつ、つながりを大切していく組織になればというふうに考えている。お年寄りの孤独死をなくすためにも、いまのままではどんどん進んでいくので、まちづくり協議会の意味を見出していくということになる。

委員：まちづくり協議会ができて、半強制的に自治会に入るという方向付けは、今段階ではできないということになりますね。

事務局：強制力を持たせるということは、ある法律に基づいて、条例を制定することになる。自治会の加入について強制力をもたせるということについては、大変理解が得にくい。市が進めるということになると、加入しないと完全にサービスを受けることができない実態を伝えて、加入を促す広報活動は可能とも思う。

それ以上のものは、訴訟が起きた場合に勝てる要素は考えることができない。

委員：スケジュール表の人材育成の庁内研修で、研修対象範囲は、全ての職員か。

事務局：全てだが、ただ、限りもあるため、まずは管理職からとし、徐々に全ての職員と考えている。

委員：提案としては、職員は、市民以外の職員もいるが、地域に住んでいる職員は、地域の活動に当てていただくように願う。

以前に、中学校区等々で市の職員だけの居住地でのコミュニティ活動の組織化の動きがあった。それくらいまで、力を入れてまちづくりを進めて欲しい。

(4)住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の検討

(5)住民自治によるまちづくり推進計画の検討

事務局：資料4，5により説明

資料10頁で、参考都市の比較で、横須賀市と池田市を挙げている。まず、他の条例との関係について整理しておきたい。自治基本条例というのがあるが、全国的にある程度定められており、まちづくり全体の理念や組

織、予算、政策決定のルールなど行政内部及び対外的な事項を含む市政全般の規範として、あるところでは憲法みたいに言われているが、下関市にはない。下関市にあるのは、平成17年度に定めた市民協働参画条例、行政プロセスの市民参加とまちづくりの主人公である市民の社会貢献的な活動を促進するための基本的なルールを定めており、対象は基本的に市全体でパートナーシップ条例と呼ばれている。それと議会基本条例、平成24年3月に定められたもので、議会の役割、基本的事項を明らかにするとともに、市民と議会の関係や市長と議会の関係を定めたものがある。

下関市においては、自治基本条例を定める予定はない。

市民協働参画条例、議会基本条例があるため、今から提案する条例は、住民自治によるまちづくりを推進するための個別の条例であることを認識願いたい。

横須賀市と池田市を参考例とした理由は、ほかの都市もみてきた中で、条文の量が問題という訳ではないが、松山市のように21条もあるところ、長野市のように6条しかないところなど様々である。自治基本条例もあるところとないところがあって、自治基本条例に基づいてやっているところもある。下関市の場合は、市民協働参画条例と議会基本条例があるため、あまり多くを入れる必要がないのかなと考え、項目として横須賀市と池田市が、本市の考えに近いとして挙げている。横須賀市と池田市は視察もしており、事情も聴いている。

特に横須賀市は、条例制定にはご苦勞をされておりよく議論されていることもある。

条例の本文は、資料4の3と4で添付しているため、また、ご覧いただきたい。

10頁の資料で、池田市では、前文があり、これは大変珍しいパターン。目的、定義はどの市にもある。下関市の定義づけは、今のところ5項目になっている。基本理念についても、ほとんどの自治体にあるが横須賀市にはない。これは、4条の中で触れることで替えているのだろうと思う。

それぞれの市で、組織名が違っている。横須賀市は地域運営協議会とし、細かく定めている。それ以外の項目については、市の責務と言ったり役割と色々な表現をしている。

市や市民、協議会それぞれの役割について定められている。

次に市の支援について、この条文によって、市として協議会に対する、財政支援、人的支援などの根拠にする意味あいもある。

池田市では、事業の評価、市長の指示というのがある。ほかにはない形になっている。協議会が市に提案し、市が事業を審査して必要なものを予

算化して行う形になっている。よその市では、地域に対して、補助金や交付金を出して活動する形が多いが、ちょっと違ったパターンになっているため、そういう条文が定められていると推測される。

最後は、委任として、施行規則、その他、要綱への委任で、どこの市にもある。

次に、11頁で、下関市の条例の構成案として、目的、定義、基本理念の基本的な柱があって、その下に、市と市民等の役割の概念的なものを定めて、さらに、具体化したものとして、市は、協議会の支援、市民等は、協議会の設立、役割、運営について定めている。

最後は規則、委任に関することとして定めようとしている。

次に、12頁に条例の中身として素案を示しているが、たたき台として示しているため、内容や表現に対して意見をいただきたいが、市の内部でも並行して慎重に議論していく必要があるため、今後、若干内容が変わる可能性はあるが、ご了承願いたい。

まず、目的について、条例は、住民自治によるまちづくりの、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人のつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを推進することを目的とする。端的に言えば、住民自治によるまちづくりを推進するための条例ということを行っている。合わせて、新しくできる組織が継続して運営できるように条例で位置づけをしていくということ。市が、組織に対して支援するための根拠とするためのものでもある。

説明の中では、条例の中の項目を示して、人と人のつながりを大切することを重視し、地域力を発揮し、暮らしやすい社会の実現を目指すとしている。

次に2番の定義で、(1) 住民自治によるまちづくりとは、(2) 地区は区域を一定の条件で区切った規則で定める区域 (3) まちづくり協議会は自主的に形成する組織を言っている (4) 市民等は、基本的に市内に居住する者、市民活動団体等、事業を営む者、市内に勤務する者、学校等に通う者として、全ての方が対象になるとしている。(5) まちづくり計画は、中長期的な事業計画としている。

13頁で、共通の認識を必要とする重要な用語について定義づけをしている。地区は、市の区域を一定の条件で区切った規則で定める地区とあるが、施行規則の中で詳しく表現するようになる。基本的には、自治連合会を基底に概ね中学校区としている。

まちづくり協議会は自主的に形成する組織ということを明確にしている。

市民等は、地区内に住む全ての方を対象としている。まちづくり計画は、なかなか大変と考えるが、いずれは策定していただく必要があり、5年から10年の地区の将来のビジョンということになる。

3番の基本理念は、住民自治によるまちづくりは、地区内の市民等の意思に基づき、自主的かつ主体的に取り組むものとする。2番で、まちづくり協議会と市は互いの役割と立場を尊重し、協働して住民自治によるまちづくりに取り組む。

地区で暮らす多様な立場の市民が、自主的に取り組むこと、協議会と市が対等な関係の中で、立場を尊重して取り組むことが大切としている。

4番の市の役割として、市は目的を達成するために、市民等の自主性と主体性を尊重しつつ、住民自治によるまちづくりの推進に関して必要な体制を整備するとある。

協議会と市の基本的な関係の考え方を定めているが、市民の自主性と主体性を損なわないようにすることが非常に重要なところである。その兼ね合いは微妙なところであるが、あくまでも協働が基本になる。その中で、市は体制を整備するというところで、組織の見直しや財政支援制度の創設をしていく必要があるとしている。

14頁、市民等の役割として、市民等は、人と人のつながりを大切にし、協議会が行う活動に参加することに努める。今年のまちづくり集会でも出ていた意見で、若い人の参加が少ないとあった。なかなか現役で時間が無いということもあるが、まちづくりは人が参加してはじめて活気ができると考えるため、その必要性を示している。

6番の協議会の設立、市民等は協議会を設立することができる、ただし、同一の地区では複数の協議会を設立することはできない。2番で、設立にあたっては、規則に定めるものをもって市長に申請するとあり、基本的な事項を定めている。

今後、市として地区が決まり、財政支援や人的支援をするようになるため、地区内には協議会は一つということを確認している。設立については、申請をしていただき、市として、きちんと認定していくことが必要と考えている。申請の中身については、施行規則で定めることとしており、協議会名称、代表者、役員名簿、規約などを想定している。

7番の協議会の役割は、市民活動団体等がより円滑かつ効果的に行うことができるようにそれぞれの活動内容を理解し、情報を共有するためのネットワークの構築を図る。

地区の身近な課題の解決や、活性化のための方策、まちづくり計画を立案して、具体的な取り組みを行うこととしている。

みなさんが団体の活動内容を共有して、必要に応じて相互に補って、活動を地区全体に広げていくことも重要である。そのための、ネットワーク化の必要性。

2点目、具体的な取り組みについては、地区の身近な課題解決や活性化のための方策としての短期計画、中長期のまちづくり計画としている。

15頁、協議会の運営で、市民に開かれた取組を行い、意思決定については、民主的かつ効率的な方法により行うとある。協議会の対象は地区全体になるが、全員で会議をするのは現実的でないため、原則、会議や取り組みをホームページや広報誌で公開することが求められる。意思決定に関しては、民主的、効率的な方法としては、各地区で十分に協議していただくことが必要だが、先行都市では、市民活動団体等の代表者を中心に総会、役員会が設置されている。9番、市の支援では、市は、協議会が住民自治によるまちづくりを推進するために、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援、その他の支援を行うものとするとして、基本的な姿勢を定めている。具体的な支援は今後整理していくが、主には、職員サポート、活動拠点確保、財政支援、人材育成としている。

必要があるときに予算の範囲内としているが、最後には行うものとするとして表現している。10番の委任については、市長が別に定めるとしている。

以上で説明とするが、市民にとって分かりやすいものでないといけないため、表現等、小さなものでも、意見をいただきたい。

次に、次第の5、住民自治によるまちづくり推進計画の検討。

本日は、他市の例と骨格案ということで説明する。懇談会の2回目、3回目に詳細な内容を段階的に示していく。全国的にみると、計画を策定しているところ、していないところがあり、していないところは、それに代わる指針やマニュアルを定めているところなどがある。

下関市の場合は、昨年8月に、基本構想として推進方向を定め、今年度、推進計画を策定し、一つひとつを計画的に進めていきたいが、計画であるため、詳細なものではないが、協議会に対しては、設立や運営に関するマニュアルをお示しするように考えている。

推進計画の他市の例を見ると、松山市が63頁、宇都宮市が57頁、盛岡市が38頁などあるが、長野市と寝屋川市が20頁前後で非常に見やすく、参考にさせていただいた。

条例で参考にした横須賀市と池田市では、下関市が考えている計画に相当するものが見つからなかったため、検索する中で、長野市と寝屋川市を参考にしている。

内容としては、はじめに、基本的な考え方、主旨や、計画期間、長野は、

基本理念や都市内分権の必要性、長野は、都市内分権としているが、下関市は地域内分権と称している。

寝屋川市は、第2章で地域組織の在り方、イメージを解説している。地域協働の実現に向けた取り組みということで、地域での設立から活動までの流れを示すとともに、行政の取り組むべきことを年次計画として取り上げている。

長野市の推進内容については、行政が取り組むべきことを中心に示している。地域組織に関することも触れているが、マニュアルで具体的に示している。

推進内容の取り組みについては、23頁に具体的に項目ごとに年次計画を示している。

現時点での、下関市の推進計画の骨格案を24頁に示している。

まだ、骨格であり、今後の展開によって変更する可能性があるため、引き続き、各部局、庁内会議で検討する予定としている。構成としては5つで、策定の主旨や位置づけ、総合計画、福祉計画等の整理、期間は総合計画の前期基本計画の5年に合わせている。従って、平成27年度から31年度までとなる。

次に基本方針としては、基本理念、取組の必要性や啓発に関すること、3番目として推進の内容として、市が行う必要があるものが中心で、できるだけ目標年次や内容を具体的に示し、分かりやすいものにしたい。

4番目として、新しくできる組織のイメージが分りにくいということで、組織の仕組みについて、他市の例も入れながら分かりやすく示したい。

最後に参考資料として、昨年のまちづくり集会のアンケート結果と、これまでの取り組みの経過を記すことにしている。以上で、説明を終わる。

(質疑等)

委員：各地域において協議会ができて、話し合いが進められる形と思うが、委員は、自治会さんで構成されるのか。あるいは、違った集まりとなるのか。

事務局：さまざまな団体の方が委員になると考える。

委員：そこで決まった内容と、連合自治会の会長の集まりとの話し合いがなければ、色々な場所で、文化祭的なものや、花火が上がっているということにはならないのか。

自治会長は、話の輪の中にはずせないものがあると思う。その中に、いろんな委員が入る形になるのでは。

事務局：当然、ここにおられる団体の方は、委員として入っていくことなり、自

治連合会長さんも入るようになる。

委員：構成委員にどういう人が入り、話し合いが行われるのか。

会長：それも、各地区の協議会ごとという回答になるだろう。

具体的に、自治会主導でされる場合もあり、個別事案的な部分も、イメージ等の案がないため、意見を集約するということが良いと思うが。

委員：よそでは、非常に空き巣が多いことについて、対策について、自治会が話し合っ、庭に一鉢運動を始めたら、若干、減ったなど、まちづくりの一つにもなると考える。

さきほどの民生委員の話で、まったく住民の住んでいる形態がわからないという部分は、保健推進委員でも同じようなことが言え、どこに赤ちゃんが生まれているのか、老人がいるのかという部分は、一番難しい点である。個人情報で教えることができないと言われているので、いかに、みんなの口コミ、一人ひとりのお母さんからの情報を取っていくしかない条件をつきつけられている状況。

地域に委員が21人いるため、力になれる部分があればとして、話をしている。

委員：教育、学校関係での関わりになるが、コミュニティ・スクールの関係について、小中学校単位で推進しているが、将来的には、中学校単位でのコミュニティ・スクールの運営になってくると思うため、中学校区での協議会単位は適切と考える。

委員：私は、王司ですが、各地区の人口比率がある。

東部地区は、人口が増えている。もともと、まちづくりの会が3つある。各々独立して、年間通して活動しているが、その3つが一つの中学校での活動となるとどうなるのか。もともとのものは残して、新しいものを作るのか。

3つの連合会のからみは非常に難しいと考えるがいかがか。

事務局：東部5地区には中学校が二つありますが、それが一つになる場合と二つになる場合とが考えられるが、団体同士が話し合っただき、それぞれが今までどおりの活動をするとも考えられるし、人材も不足しているためこれを機会に一つになるかといったこともあろうと考える。

市としては、まちづくりが活発になれば良いため、どちらでも結構である。

また、場合によっては、一つの協議会ができた場合、何々支部という形も考えられる。できてから、中での話し合いになる。

委員：そのあたりで、自治連合会として下話はあるのか。

副会長：私は、最初から、自治連合会主体で会議をしていない。

各地域でそれぞれの分野で選んでやっている。自治会長は、ほとんどいなかった。自治会主導でやった会議はなかった。

事務局：主導ではないが、まちづくり集会は、ここにおられる方や、ほかの団体も入っているが、自治連合会は、歴史的なものもあって、他市の例でも中心的にはなっている。

副会長：どうしても、こういうものは、自治会主導型になりがちになる。自治会長は多く入れずに、他の団体を入れてやっている。

事務局：自治会長は入っていないが、自治連合会長は代表で出てこられる。

委員：組織に組織を重ねるようになったら問題がある。

委員：自治会の活動が保たれているのに、それに違う組織ができて良いのかなと考える。

副会長：議事の進行に対しては、自治連合会長がやる方がスムーズにいくとして良い。あとは、一般の分野から選考する方が良い。若者より、年寄りの方が人生経験が長く貴重な意見をもっており、大いに参考にしてもらいたい。自治会そのものを中心にすべきではない。

委員：中心ではなくても、自治会長が1名加わるということがあるかどうかということ。

委員：それは、地元で決めたら良いこと。

事務局：任意であり、入りなさいという強制的なものではない。強制はしていないが、団体をコーディネートするような機能もあり、当然、お入りいただくという認識はもっている。どこの範囲まで入るのかというより、単位自治会の会長が全員参加するのか、自治連合会長が入るのか、地区によって異なると考えるが、自治会が全く参加していないことは想定がし難い。

委員：何をするのかのイメージが浮かばない。

現実に議論して活動していると考えますが、それ以外のことをするというのか。

事務局：王司地区の課題や問題があると思うが、全て、現状のまちづくり活動で解決できているかというところでもないということも考えられる。

それを、現在の組織では担えないとして、ネットワークを作って、より多くの人材を集めて、課題解決に進めていくのが基本ベースとなる。

新たな課題が発生した場合、解決策を練る必要があることから、色々なノウハウが必要となる。新しい活動もあれば、今の活動も維持しながら進めていくというものになる。

事務局：王司では、祭りなど活発にされているが、地区によっては、今はやっていないが、久しぶりにやりたいなという時に、人材がいないため、ネットワークを作って、ボランティアや委員を決めてやるとかが、他市の例では

ある。

また、お年寄りの見守りで、全体を回る人材がいない。民生委員さんで全体を回ることができれば良いが、ネットワークをつくって話し、決めていく形になる。既存の活動がうまくいっているのであれば、当然続けられても良いし、拡大していく方策がないかなどの想定をしている。

会 長：言葉で話しているとイメージが湧かない。それぞれの地区で、自分のところはこうだけど、どうなんだとかということについて、今、個別に回答いただいたが、地区名が要らないが、いくつかモデルケースを上げていただき、こういう場合はどういう形になりそうだとか、こういう考え方ができそうだと、何パターンを示していただくことはできないか。地区名が出ると問題はあろうが。

事務局：条例や推進計画を考えていく上で、具体例的なものを話し合っただき、参考にするというのは良い。

会 長：ぜひ、いくつか出していただくと、話しやすいかなと考える。

事務局：下関市の中でこうだとすると、限定するようになるため、先進地の事例は参考になると思う。それが良いかどうかのご判断は別として。そのような、具体的事例は出せません。

委 員：自治会長がオールマイティに何でもできるという自治会長はいないと思う。

副会長：そういう考え方はしていない。

委 員：自治会長も大変と思うし、自治会長になる人も少ないと思う。やりたい人というよりは、なって欲しい人がならないというのが実際であろう。

色々なところに行っているが、まちづくりは、どの辺の人たちがするかというと、出たい人はできない、して欲しいと思う人は表に出ない人が多い。どうしたら良いという案が出るときに、はっきり言う人もいれば、はっきり言わない人も沢山いる。次回は何かパターンを示されて参考にしながら協議したい。

委 員：市の役割で、財政的支援とあるが、金額は決まっているのか

事務局：市の中でもオーソライズされていないが、想定しているのは、設立の際の準備補助金や、協議会が設立した後の活動交付金や事務費的なものを想定している。

金額は、まだ決定していない。

会 長：議論はつきないが、あと3回あるのでご意見いただきたい。

事務局：次回までに、先進地のパターンを何例かしめさせていただくことを含めて、時間の関係で、意見をいただけなかったと考え、5月9日までに、様式は問わないが、地域支援課にファックスかメールでご質問を含めて意見

をいただきたい。

6 その他

事務局：今後のスケジュールで、第2回の懇談会を、5月28日、水曜日、午後2時から本日と同じ場所で予定している。改めて、添付資料があれば一緒に同封してご案内したい。

7 閉会